

「議会のあり方」検討 議会運営委員会答申

1 調査目的と内容

平成23年7月8日付けで議長から諮問のあった「議会のあり方」について、議会運営委員会において、地方自治法の改正動向等も踏まえ検討のうえ、これまでの間必要な見直しを行った。

2 検討の経過及び結果

- 平成24年2月21日 第1回検討委員会開催
- 平成24年3月8日 議員協議会において協議
- 平成24年3月13日 第2回検討委員会開催
- 平成24年3月10日 第3回検討委員会開催
- 平成24年6月8日 第4回検討委員会開催（中間答申の内容等について）
- 平成24年6月12日 議員協議会において協議
- 平成24年6月13日 中間答申
- 平成24年6月22日 議会中継等視察（鹿追町議会、上士幌町議会）
- 平成24年10月25日 第5回検討委員会開催（議会中継等について）
- 平成24年11月12日 議員協議会において協議
- 平成24年11月29日 第6回検討委員会開催（会議規則・委員会条例改正について）
- 平成24年12月18日 議員協議会において協議
- 平成24年12月19日 12月定例会において会議規則・委員会条例の一部改正発議「可決」
- 平成24年12月19日 第7回検討委員会開催
- 平成25年1月15日 第8回検討委員会開催（議会ホームページ掲載内容、議会の議決事件等について）
- 平成25年1月31日 議員協議会において協議
- 平成25年2月1日 中間答申（第2回）
- 平成25年3月8日 議員協議会において中間答申（第2回）説明
- 平成25年3月11日 議会の議決すべき事件に関する条例改正町議案「可決」
- 平成25年3月18日 3月定例会において、ホームページ運営規程を発議「可決」
- 平成25年5月1日 会議規則運用例の改正について議運で協議
- 平成25年6月7日 会議規則運用例の改正について議運で協議
- 平成25年6月11日 議員協議会において、会議規則運用例の改正について協議
- 平成25年7月12日 会議規則運用例の改正について議運で協議
- 平成25年7月12日 会議規則運用例の全部を運営に関する基準に改める改正
- 平成26年1月9日 議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正について議運で協議

平成26年 2月10日 議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び会議規則の改正について議運で協議

平成26年 3月17日 3月定例会において、議員報酬及び費用弁償等に関する条例、会議規則の改正発議「可決」

平成27年 3月 6日 第9回検討委員会開催（答申内容について）

平成27年 3月10日 議員協議会において答申内容報告予定

1) 検討課題の整理

① 議会と住民の関わり

住民との係わりを深め、情報発信等により、より信頼される議会の構築

ア 議会と町民との直接対話する場（議会報告会）

町内団体と意見交換会を行っていく必要があるが、一般町民に対する報告会の実施については、困難が予想される。

自治会長会議への議員出席など今後も引き続き検討課題としていくことが必要と考える。

イ 議会広報のあり方

更に研究し、議会活動が住民に理解を得られるよう工夫していかなければならない。

ウ ホームページの活用

議会ホームページ内に会議録、議決結果、一般質問の音声データを掲載するなど一定の改善が図られた。

町ホームページのリニューアルに合わせ、議会ページの修正について検討する予定であったが、具体的な提案をする機会を見いだすことができなかった。議会事務局でも一定程度の改良が可能なシステムに変更されるので、今後も町民の意見・要望等を踏まえながら改良していくことが必要である。

エ 本会議の映像インターネット配信

一般質問の音声データのみを録画配信することとしたが、動画共有サービスを利用した配信を行う町村が増加しており、議会映像配信の効果、問題点の検証、閲覧数の見通し等を踏まえ、検討課題とすべきである。

オ その他町民への情報提供

可能な限り議会日程を町民カレンダーに掲載していくほか、更に効果的な方法を研究していく必要がある。

② 議会と行政との関わり

効率的で議会機能がより果たされる議会運営

ア 通年議会の実施

現行の方法では、閉会中の議員活動に制限はあるが、法改正による通年議会制度を採用することは、現時点では慎重にならざるを得ない。

他町で採用している、会期は一年とし、定例会は現行どおり年4回とする方法もあり、引き続き、執行側とも協議のうえ検討していくべきと考える。

イ 町側反問権の適用

反問と反論とを分けて考えることが必要である。答弁者が質疑の趣旨を確認することについては、想定されることであり、認められると考えるが、執行側が質疑者に意見を求めたり、反論することは議会の混乱を招くおそれがあるため、適用すべきではないと判断した。

ウ 議決事件の拡大

委員会で検討し、本町の基幹となる重要な計画について、民意を一層反映し町政の推進を図る必要があることから、執行側と協議のうえ次の計画を対象とすることとした。

- * 陸別町総合計画
- * 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- * 障がい福祉計画

エ 意見交換会の実施

町内各団体等と必要に応じて積極的に実施していくことが必要である。

オ 行政監視機能の充実

検討課題とする。

③ 議会内部の検討課題

ア 勉強会、研究会の実施

必要に応じて積極的に実施していく必要がある。

イ 基本条例の制定若しくは規則等の改正

基本条例の制定を行うことなく、条例、規則等の改正を行うことにより議会運営に支障が生じることはない判断し、基本条例の制定は見送り、本町議会の運営実態に合わせて規則、条例、運営基準等諸規定の改正を行った。

2) 今後の対応

議会改革については、議会の活性化はもとより、住民の議会活動への理解と町政参加を推進していくために今後においても継続的に行うことが必要である。

以上、議長からの諮問における議会運営委員会での検討、改革内容について、本書により報告し、答申とする。

平成27年3月6日

議会運営委員会委員長 村松正敏